

第134号 令和2年10月

● 発 行 所 ●
-般社団法人 岩手県交通安全協会 岩手県盛岡市天神町11番1号 TEL (019)652-4597 FAX (019)652-4599

http://iwateken-ankyo.jp/



秋の全国交通安全運動出発式(盛岡市)

秋の交通事故防止!

日没が早まるこれからの季節は、夕暮れ時・夜間の歩行者が関係する交通事故が多発します。特にドライバーは、右から左に横断する歩行者の見落とし、発見の遅れに注意が必要です。次のポイントに留意して、交通事故を防ぎましょう!

☆3(サン)ライト

・ライトの早め点灯、原則上向き走行

ドライバーは、午後4時にはライトを点灯し、先行車や対向車がいないときには、原則としてハイビームで走行しましょう。



・右(ライト)からの横断者、左からの車に注意

ドライバーは、右からの横断者に特に注意しましょう。

歩行者は、道路を横断するときは「止まる (Stop)」「見る (See)」「待つ (Stay)」の3 S (スリーエス)を守り、「道路を横断する前には止まって安全確認をすること」「車が近づいたら待つこと」を徹底しましょう。

また、渡りながらも安全確認をし、特に、道路の中央付近では左側を確認しましょう。

・反射材やLEDライト等の活用

歩行者は、反射材や L E Dライトを活用し、車から目立つようにしましょう。

令和2年度定時総会の開催

一般社団法人岩手県交通安全協会の令和2年度定時総会を、6月2日(火)「サンセール盛岡」 (盛岡市志家町) において開催しました。

議案として、令和元年度事業報告及び同収支決算、令和2年度事業計画(案)及び同収支予 算(案)、理事及び監事の選任などが審議され、全議案が承認されました。選任された役員は次の 方々です。

守氏(新任) 会 長 海鋒 深澤 剛氏 (再任) 副会長 濱欠 明宏氏(再任) // 阿部 禧典 氏(新任) 専務理事 小野寺勝善 氏(再任) 菊池 正亨氏(再任) 11 荒川 和彦氏(再任)

なお、総会に先立ち、次の団体と個人が表彰されました。

倉田 エミ氏(再任)



優良交通安全協会

(岩手県警察本部長・岩手県交通安全協会長連名表彰)

北上地方交通安全協会 釜石地区交通安全協会 二戸地区交通安全協会

優良職員

(岩手県交通安全協会長表彰)

北村 美貴 松本 幸枝 水沢地方 米倉 美和 東磐井地区 四役はつみ 久慈地区 二戸地区 柴田美由希

交通安全功労者等を表彰

秋の全国交通安全運動に合わせて、各地区で交通安全功労者等が表彰されました。

東北管区警察局長・

交通安全功労者 18名 優良運転者 19名

交通安全功労団体 2団体

優良交通安全事業所 1事業所

全日本交通安全協会長表彰

交通安全功労者 29名 優良安全運転管理者等 3名 優良運転者 82名

岩手県警察本部長・ 東北交通安全協会長連名表彰 交通栄誉章 緑十字銅章 岩手県交通安全協会長連名表彰

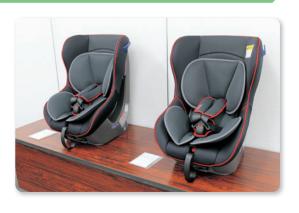
> 交通安全功労者 18名 優良交通団体 6団体 194名 優良運転者

チャイルドシートの寄贈

4月2日に株式会社エフエム岩手様から5台、6月23日に岩手ト ヨタ自動車株式会社様から10台、9月17日にトヨタモビリティ パーツ株式会社岩手支社様から3台のチャイルドシートの寄贈を 受けました。岩手県交通安全協会では、チャイルドシートの貸 出しや正しい着用方法の指導を通じて、幼児の交通事故被害の 防止と普及率の向上を図るため、大切に使わせて頂きます。

貸出しの詳細については、

岩手県交通安全協会(TEL:019-652-4597) にお問い合わせ 下さい。





あおり運転にかかる道路交通法の一部を改正する法律が令和2年6月30日に 施行され、妨害運転罪が創設されました。

妨害運転 をした場合

妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反 (※10 類型の違反。下 図参照)に掲げる行為であって、当該他の車両等に道路における交通 の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 | 違反点数25点 | 免許取消し (欠格期間2年)

※前歴や累積点数がある場合には最大5年



妨害運転(著しい交通の危険)

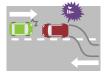
1の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止 させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 違反点数35点 免許取消し(欠格期間3年)

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反

妨害運転の対象となる10類型の違反











通行区分違反

急ブレーキ禁止違反

車間距離不保持

進路変更禁止違反











減光等義務違反

警音器使用制限違反 安全運転義務違反

最低速度違反(高速自動車国道) 高速自動車国道等駐停車違反

北から南から



~ 県内から交通事故をなくすために ~



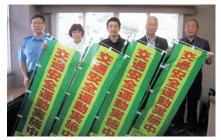
盛 岡 高齢者反射材貼付活動



北岩手目覚まし作戦



北 上 早朝街頭指導活動



江 刺 交通安全コンクール無事故2020



東磐井 幼児の交通安全教室



気 仙 街頭啓発活動



遠 野 三署連携国道396号安心ロード作戦



釜 石 飲酒運転根絶活動



宮 古 夏の交通安全イベント

● 交通安全活動協賛店を展開中!



このマークがあるお店(協賛店)を利用する際、会員証をご提示いた だければ、割引などそのお店の特典を受けることができます。

協賛店や特典の内容については、当協会のホームページをご覧下さい。 また、当協会では協賛して頂けるお店を随時募集しております。

詳細については、ホームページをご覧いただくか、当協会または各地区交通安全協会にお問い合わせ下さい。

- ホームページ (http://iwateken-ankyo.jp/1553)
- ■電話 019-652-4597